

## 「1者応札・1者応募」に係る改善方策について

労働者健康福祉機構では、随意契約見直し計画に沿って、原則として、一般競争入札に移行することとしています。

しかしながら、一般競争入札に移行したものの1者応札・1者応募となっている事例も見受けられ、競争性が十分に確保されていない現状となっていることから、以下の改善方策を定めて取り組むこととします。

### 1. アンケート結果の概要

#### アンケート対象業者の選定

アンケートの対象業者は、一般競争入札において仕様書等の入札関係書類を受領したものの応札しなかった業者、及び入札案件と同種を取り扱う業者から、入札に参加しなかった業者を選定し、340枚を配布し、316枚の回答があった。

	配布枚数	回収枚数	回収率
合計	340	316	93%
業務委託契約	153	146	95%
役務契約	97	86	89%
医療機器購入	79	76	96%
印刷物製造契約	5	3	60%
営繕工事契約	3	3	100%
賃貸借契約	3	2	100%

#### アンケート結果

##### 1 調達情報の入手方法（複数選択式）

質問事項	一般競争
官報	42者（13%）
当機構本部ホームページ	45者（14%）
各施設ホームページ	77者（24%）
各施設の掲示板	237者（75%）
その他	30者（9%）

## 2 入札書提出を見送った主な要因（複数選択式）

質問事項	一般競争	主な回答
参加しても、受注の見込みがないと判断した	97 者（31%）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の実績から見ると、最低賃金を支払えない価格で落札されていた。</li> <li>・過去の実績から見ると、前年度からの大幅な予算アップが考えられなかった。</li> <li>・メーカーからの返事が良くなかった。</li> </ul>
専門分野・得意分野の業務ではなかった	65 者（21%）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーカーとの直接取引がない。</li> <li>・他社製品だった。</li> <li>・当社が取り扱える機器ではなく、他社製品の保守点検は当該メーカーへの再委託となり、第三者への再委託禁止に該当する。</li> </ul>
不慣れな業務のため、確実に履行できないと判断した	50 者（16%）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体制が不十分だった。</li> </ul>
必要な人材を集めるには時間が足りないと判断した	48 者（15%）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札日から業務開始日までが短すぎるため、人員確保が間に合わない。</li> </ul>
費用対効果が望めない	45 者（14%）	
受注しても、次年度以降受注できる見込みが無く、人材の計画的な育成・配置が困難と判断した	38 者（12%）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度契約では計画的育成・配置ができない。</li> </ul>
業務実績及び資格要件が厳しかった	32 者（10%）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急項目が多く対応できない。</li> <li>・代理店証明書等の提出ができない。</li> </ul>
発注規模が大きすぎ、必要な人員体制を確保できないと判断した	25 者（8%）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札当時、人材が不足していた。</li> <li>・履行においてリスクがあった。</li> </ul>

質問事項	一般競争	主な回答
入札公告又は入札説明会の日から入札・提案書等の提出期限までの期間が短かった	25 者 ( 8% )	・期間が短いので、書類が間に合わない。 ・書類が多すぎる。
応募資格として同種又は類似業務の実績が求められていた	25 者 ( 8% )	
具体的かつ詳細な業務内容、所要時間、業務量が明示されていなかったため、適正な入札(見積)価格を算出できなかった	15 者 ( 5% )	・仕様書だけでは判断できない場合があった。 ・業務量を当方で把握していなかった。
契約締結から履行期限までの期間が短い	14 者 ( 4% )	
入札手続きが煩雑なため	8 者 ( 3% )	・書類が多すぎる。
応募条件として、官公庁の受注実績が求められていた	6 者 ( 2% )	
その他	33 者 ( 10% )	・入札があることを知らなかった。 ・仕様があわなかった。 ・繁忙期で入札に参加できない。 ・当日、書類に不備があった。 ・他社製品、装置のメンテナンスは不可能。

### 3 労働者健康福祉機構の調達全般について(気づいた点、改善が必要だと思う点等)(自由記述)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度契約ではなく、複数年契約にしてほしい。(業務委託契約)</li> <li>・入札参加資格が厳しい。(業務委託契約)</li> <li>・業務実績について地元業者では同等の実績を作れない。(役務契約)</li> <li>・実績の無い業者が多く、適正価格の算出ができていない業者がいると思われる。(業務委託契約)</li> <li>・発注先の企業姿勢、業務能力等を総合的に判断する方式を検討してほしい。(業務委託契約)</li> </ul>
---

## 2. 改善方策

### 入札公告に関する事項

- ・ 入札公告は、公告情報から事業規模等が容易に推測できるよう可能な限り詳細に記載する。
- ・ 入札公告は、全てホームページへの掲載や施設内掲示を行うほか、業界紙への掲載や参入が予想される業者に広くPRを行うなど周知に努める。
- ・ 入札公告は、可能な限り土日・祝日等に配慮し、入札期日の前日までの間に10日間以上確保する。

### 資格要件に関する事項

- ・ 資格要件は、官公庁や当機構の業務実績を設定する等、不当に競争参加者を制限する要件を設定しない。

### 仕様等に関する制限

- ・ 仕様書は、業務内容を具体的に分かりやすく書き、特定の者が有利となる仕様にしない。また、入札説明会等は可能な限り実施する。
- ・ 発注単位は、発注コスト、地域性等の諸条件を考慮し、適切な発注単位となるよう配慮する。

### 参加者への配慮に関する事項

- ・ 契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設けるなど履行しやすくなるよう配慮する。
- ・ 情報システム等の運用・保守契約及び医療補助業務等の業務委託契約は、長期的な収支予測が可能となるよう複数年契約とするなど配慮する。
- ・ 契約相手方の金銭負担を伴う工事契約については、契約期間や契約金額を勘案し部分払を活用するなど配慮する。